

特定非営利活動法人 さざなみの会

同行援護従業者養成研修 西都会場 実施要綱

1. 開講目的

特定非営利活動法人さざなみの会では、自立と社会参加の推進において広く地域福祉に貢献できるマンパワーの育成を目指し、視覚障がいにより、著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出の際に援助を提供することに關する知識及び技術を有する同行援護従業者及び管理者の養成を図ることを目的としています。

2. 研修の名称及び課程

同行援護従業者養成研修 ①一般課程 ②応用課程（各自、事前選択によるものとする）

3. 受講定員：30名

4. 受講対象者

- ①一般課程・・・宮崎県在住の方で、全カリキュラム受講可能な方
- ②応用課程・・・宮崎県在住の方で、全カリキュラム受講可能な方であり、宮崎県知事が認める以下の研修課程を修了した方に限ります。但し、受講申し込み時に下記修了証明書（携帯証明書可）の写しを提出していただきます。

- 1) 宮崎県ガイドヘルパー養成研修事業に基づく、重度視覚障害者研修課程
- 2) 宮崎県居宅介護従業者等養成研修事業に基づく、視覚障害者移動介護従業者養成研修
- 3) 宮崎県居宅介護従業者等養成研修事業に基づく、視覚障害者外出介護従業者養成研修
- 4) 宮崎県移動支援事業従事者養成研修事業に基づく、宮崎県移動支援事業従事者養成研修
- 5) 同行援護従業者養成研修一般課程（他の都道府県にて左記研修を修了されている方）

5. 開催場所

- 1) 講義場所：西都市コミュニティセンター 2階図書室
西都市聖陵町2丁目26番地（TEL 0983-43-1111 西都市役所）
- 2) 演習場所（アイマスクによる体験実技等含む）
西都市及び児湯郡圏内

6. 研修期間

- ①一般課程：平成25年12月1日（日）・12月7日（土）・12月8日（日）
- ②応用課程：平成25年12月14日（土）・12月15日（日）

7. カリキュラム及び使用する教材

- 1) カリキュラム：「別紙の通り」
- 2) 中央法規発刊 同行援護従業者養成研修テキスト（第2版）

8. 講師氏名及び現職：カリキュラム

「別紙の通り」に記載

9. 研修修了の認定方法

厚生労働省が定めるカリキュラム及び当法人が定めたカリキュラムにおいて、全単位を取得した者に限り、修了証書を交付します。尚、講義期間中に、他者への迷惑等著しく問題行動のあった者に関しては、修了証書の交付、あるいは即受講を取り消す場合がありますので、予めご了承ください。

10. 開講時期

- 一般課程：平成25年12月1日（日）
- 応用課程：平成25年12月14日（土）

11. お申し込み期限

平成25年11月25日（月）

12. 受講申込手続

申込書に必要事項を記入の上、郵送もしくはFAXにて事務局迄ご提出いただき、下記13ご確認の上、お申し込み期限内の御入金を下記迄、お願いいたします。

(振込先) 宮崎銀行 国富支店 普通預金 口座番号 86397 特定非営利活動法人 さざなみの会 理事長 土屋広明

13. 受講料、実習費など受講者が負担すべき費用

- | | | |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|
| 1) 一般課程＋応用課程受講の場合 | 40,000円 | (テキスト、資料代、保険料、昼食代込) |
| 2) 一般課程のみ受講の場合 | 25,000円 | (テキスト、資料代、保険料、昼食代込) |
| 3) 応用課程のみ受講の場合 | 20,000円 | (テキスト、資料代、保険料、昼食代込) |
| 4) 演習時におけるバス、電車等の交通費(1,000円程度) | *演習時にご負担いただきます。 | |

14. 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係わる取り扱い

補講なし

15. 研修修了生名簿の取り扱い

研修修了生名簿は研修終了後宮崎県知事へ提出され管理されます。

16. その他準備していただく物

アイマスク

17. お問い合わせ先：特定非営利活動法人 さざなみの会 事務局

〒880-1111 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野 357

TEL 0985-75-1695

FAX 0985-75-2894